

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、規定の整備を行います。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。